第二十五条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「五十五万円」を「六十五万円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、同項に規定する個人でその年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（所得税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける者を除くものとし、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものに限る。）が、第四項に規定する場合に該当しない場合には、適用しない。

一　その年において不動産所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の不動産所得に係る総収入金額が千万円を超えること。

二　その年において事業所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の事業所得に係る総収入金額が千万円を超えること。

第二十五条の二に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（第四項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び第四項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信した場合に限り、適用する。

第二十七条中「六十五万円」を「六十九万円」に改める。

第二十八条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十八条の四第六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（給与所得控除の最低控除額等の特例）

第二十九条の四　令和八年又は令和九年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が二百二十万円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、七十四万円（当該収入金額が七十四万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額）とする。

2　令和八年又は令和九年において、その年中の給与等の収入金額が六十九万千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　その年中の給与等の収入金額が六十九万千円以上七十四万千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、ないものとする。

二　その年中の給与等の収入金額が七十四万千円以上二百十九万千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から七十四万円を控除した残額とする。

三　その年中の給与等の収入金額が二百十九万千円以上二百十九万三千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万千円とする。

四　その年中の給与等の収入金額が二百十九万三千円以上二百十九万六千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万三千円とする。

五　その年中の給与等の収入金額が二百十九万六千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万六千円とする。

3　前項の規定の適用がある場合における所得税法第五十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項並びに租税特別措置法第二十九条の四第二項（給与所得控除の最低控除額等の特例）」と、「同条第二項の残額」とあるのは「同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

4　令和八年又は令和九年において、所得税法第百九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等（同条第一号に規定する給与等をいう。）の金額が六十九万千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定（同法別表第五を含む。）にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を第二項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の二第一項中「令和八年」を「令和十年」に改める。

第三十一条の二第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号を削り、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とし、同項第九号中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（第五号、第六号、第八号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第二項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業（同法第二条第一項第四号）を「マンション再生事業（同法第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業を」を「マンション再生事業を」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第十号」に改め、「）に対する土地等」の下に「（同法第五十五条第一項第二号に規定する隣接施行敷地権（以下この号において「隣接施行敷地権」という。）に係るもの及び同項第三号に規定する施行底地権に係るものを除く。）」を加え、「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第十一号」に、「施行マンションが」を「建替前マンション若しくは滅失したマンション（同項第一号に規定するマンションをいう。以下この号及び次号において同じ。）で同項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの」を「建替前マンション若しくは当該滅失したマンションの」に、「であるマンション建替事業」を「であるマンション再生事業」に、「同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「のマンション建替事業」を「のマンション再生事業」に、「（第六号」を「（第七号」に、「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第百二十一条第一項」に、「第二条第一項第九号」を「第四条第二項第六号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「第百十三条」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に、「同法第百九条第一項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に改め、「の土地」の下に「又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」を加え、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、「、当該」を「、これらの」に改め、同項第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十三号及び第十四号中「第五項」を「第六項」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第十五号中「第五項」を「第六項」に、「第六号」を「第七号」に、「第